

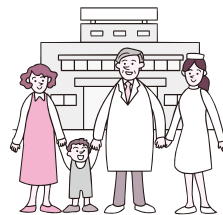
国民健康保険に加入している方へ

平成22年度の国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に発送します

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかるための医療保険制度で、皆さんの納める国民健康保険税や国県支出金などを財源として運営されています。

国民健康保険制度の運営について、引き続き、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

☎ 国保年金課国保賦課係(☎826-1111 内線2296)



平成22年度からの改正点

診療報酬改定や医療技術の高度化などによる医療給付費の増加、地方税法の一部改正などで、平成22年度から次のように改正になります。

- 均等割額と平等割額を引き上げ、資産割額の税率を引き下げます。
- 一定の所得以下の世帯に国民健康保険税を減額賦課する際の減額割合を引き上げます。
- 解雇などで急に職を失った場合、前年の給与所得を軽減して国民健康保険税を算定し、負担軽減を図ります。
- 医療分と支援分の課税限度額が引き上げられます。

税率の改正

区 分	課 税 区 分 の 内 容	医 療 分		支 援 分		介 護 分	
		21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
所 得 割	前年の所得に応じて計算	6.47%	据え置き	2.56%	据え置き	1.77%	据え置き
資 産 割	今年度の固定資産税額に応じて計算	22.29%	11.14%	7.71%	3.85%	5.70%	2.85%
均 等 割	被保険者の人数に応じて計算	1万4100円	1万6900円	5600円	6600円	7100円	7900円
平 等 割	1世帯あたりの定額	1万6300円	1万8900円	6300円	7300円	4800円	5400円
限 度 額	1世帯あたりの賦課限度額	47万円	50万円	12万円	13万円	10万円	据え置き

※介護分は、40歳以上65歳未満の方が対象(65歳以上の方は、国民健康保険税とは別に納付)

保険税の計算方法

